

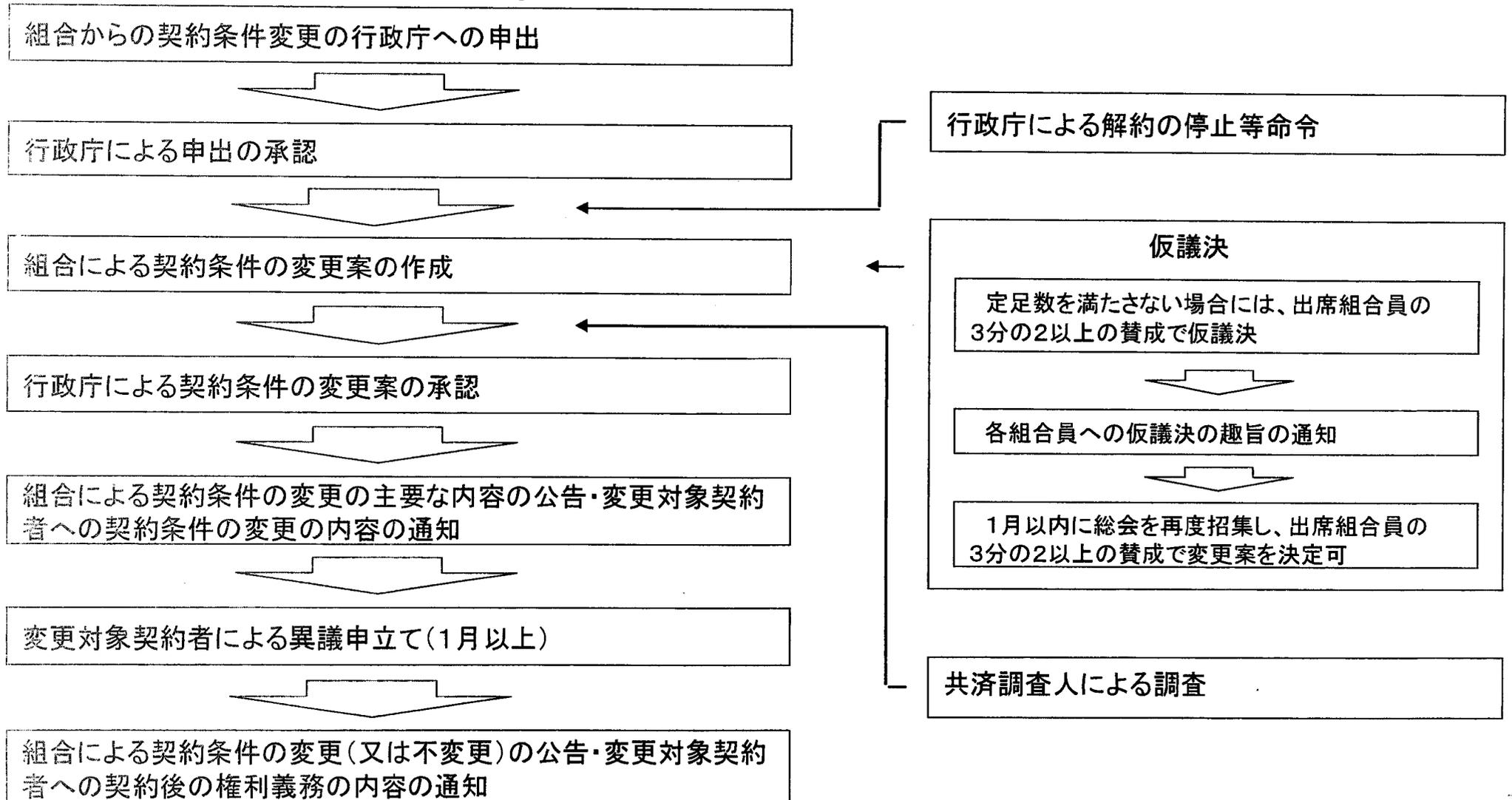
〈 6. 破綻時の契約者保護 〉

6-(1) 契約条件の変更

制度の概要

「逆ざや」問題を解決し、共済契約者の保護を図るための制度として、組合・共済契約者間の自治的な手続きにより、契約条件を変更する(予定利率を引き下げる)仕組み

契約条件の変更のスキーム



生協の現状

法令上、契約条件の変更に関する規定は存在しない。

他制度の状況

農協法

・共済事業を行う組合は、その共済事業の継続が困難となる場合、行政庁に対し、共済金額の削減その他の契約条項の変更を行う旨の申出をすることができ、行政庁は、契約条件の変更を承認した場合、共済契約者等の保護のため必要があると認めるときは、組合に対し、共済契約の解約に係る業務の停止等必要な措置を命ずることができる

中協法

・共済事業を行う組合の定款には、共済金額の削減及び共済掛金の追徴に関する事項を記載又は記録することとされており、定款に定めのある範囲での共済金額の削減、共済掛金の追徴が可能となっているが、行政庁による共済契約の解約に係る業務の停止等の措置に関する規定はない

保険業法

・保険会社は、その保険業の継続が困難となる場合、内閣総理大臣に対し、保険金額の削減その他の契約条項の変更を行う旨の申出をすることができ、内閣総理大臣は、契約条件の変更を承認した場合、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、保険会社に対し、保険契約の解約に係る業務の停止等必要な措置を命ずることができる

改正の方向性

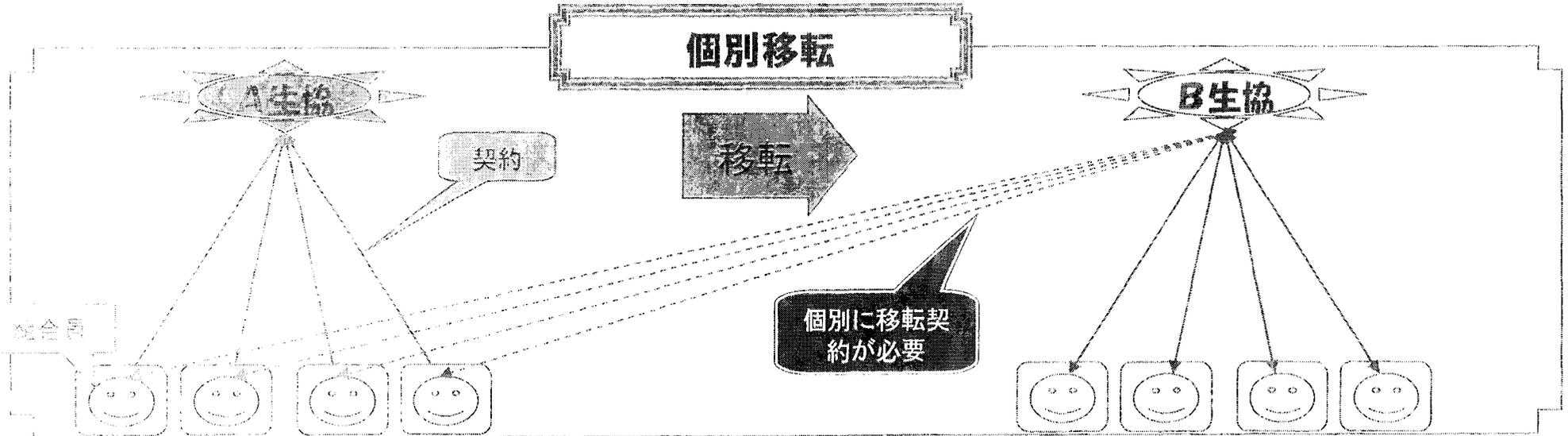
契約条件の変更を可能とし、共済事業の継続を図ることにより契約者を保護するため、契約条件の変更を可能とし、さらに行政庁が共済契約の解約に係る業務の停止等の措置を命ずることができる規定を設けることとしてはどうか。

①(2) 契約の包括移転

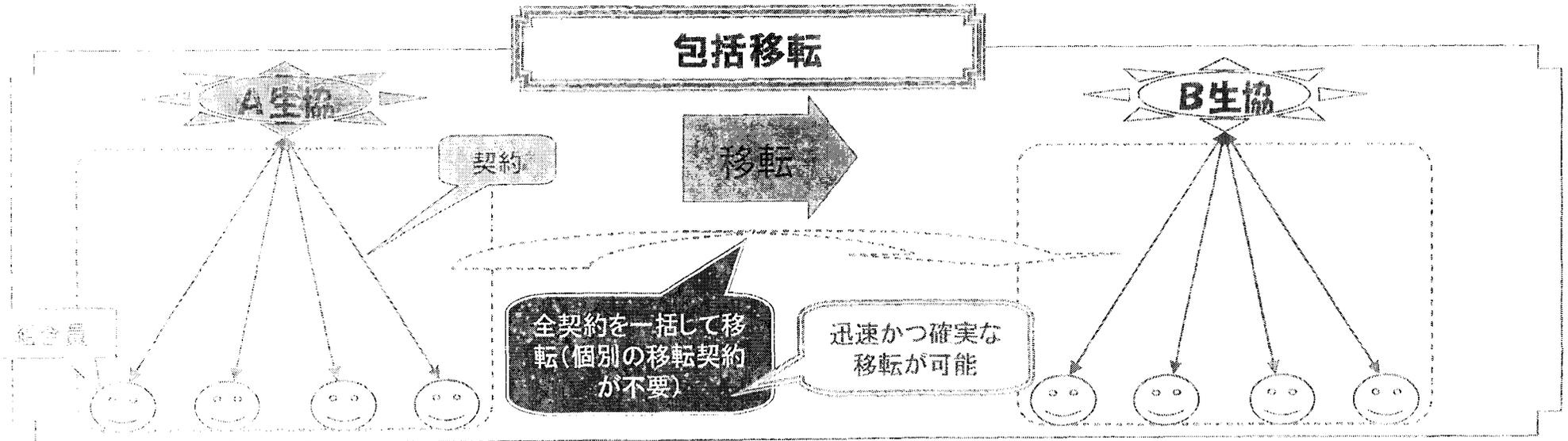
制度の概要

共済事業を行う組合が、共済契約を他の共済事業実施組合に包括的に移転することを可能にする制度

個別移転



包括移転



生協の現状

自動車賠償責任共済事業についてのみ、法律上、総会の議決による共済事業の全部又は一部の譲渡や共済契約の包括移転に関する規定が設けられている。

他制度の状況

農協法

・共済事業を行う組合は、総会の議決により、共済事業の全部又は一部を譲渡することができる。また、総会の議決により契約をもって共済契約の全部を包括して、共済事業を行う他の組合に移転することができる

中協法

・同上

保険業法

・保険会社は、他の保険会社との契約により保険契約を他の保険会社に移転することができる

改正の方向性

組合の破綻等による契約者の不利益を未然に回避することは、契約者保護に資することから、自賠償共済以外の共済契約の包括移転についても可能とすることとしてはどうか。

6-(3)セーフティネット

制度の概要

共済事業を行う組合が破綻した場合に、共済契約の移転等における資金援助等を行うことにより、共済契約者の保護を図ることを目的として、組合が資金を拠出して機構を設ける制度

生協の現状

法令上、保険契約者保護機構に類似した機構に関する定めは存在しない。

他制度の状況

農協法

- ・契約者保護機構に関する規定はない

中協法

- ・同上

保険業法

- ・保険会社については、破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助等を行う等により、保険契約者等の保護を図るため、保険契約者保護機構が設けられている
- ・少額短期保険業者については、一定の額を供託所に供託しなければならないとされており、これに被保険者等の先取特権を付与することで契約者の保護を図っている

改正の方向性

生協は実施する事業が多様であり、共済事業を実施する場合であっても、それが事業全体に占める割合は様々であり、組合が破綻する理由もさまざまなものがあることが予想されることから、共通の契約者保護機構により一律に契約者を保護することにはなじまないと考えられる。したがって、契約の包括移転、再共済・再保険のさらなる活用等により、リスクを分散することとしてはどうか。